

新型コロナウイルスワクチン供給等の適切な実施と 事業に要する経費への全額国費による財政措置を求める件

中華人民共和国武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威をふるう中、早期収束の願いと努力とともに、各国においてワクチンの開発が進められている。

わが国では、厚生労働省主導のもとワクチン接種に係る制度の構築・体制の整備等が進められており、2月半ばには首都圏の医療従事者に対し、先行してワクチンが接種されたところである。

本市においては、特設会場等における集団接種と診療所等での個別接種を組み合わせ対応しようと計画しているが、接種事業の実施に当たっては、予約受付のためのコールセンターや事後処理のための事務センター並びに大規模な集団接種会場の設置・運営のほか、医師・看護師を含めた人材の確保、400を超える診療所までのワクチンの小分け配送、接種会場等までの移動が困難な高齢者等に対する移送手段の確保、更には接種後の予診票を各診療所から遅滞なく回収し入力する事務処理など、膨大かつきめ細かな業務の執行と多額の費用が見込まれている。

そのため、財源不足によって業務が遅滞したり、接種を受けるべき人が受けられない事態が発生することのないよう、国による必要な経費と適切な施策の措置が求められる。

また、ワクチン接種に際しては、期待される効果のみならず、副反応のリスクと対処要領に係る正確な情報提供による個人の接種を受けるか否かの判断が尊重されるべきことから、ワクチン接種を受けない人が社会的不利益を被ることのないよう、十分に配慮する必要がある。

よって、国会及び政府におかれては、地方自治体において新型コロナウイルスワクチン接種事業を円滑・迅速に行うため、下記事項について実施されることを強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症から個人を守り、まん延防止を図るというワクチン接種の社会的意義に関する国民の理解促進を図ること。また、地方自治体へのワクチン供給については、可能な限り早期に、各段階に応じた適切な供給量と見込み、スケジュール等を明らかにすること。
- 2 ワクチン接種を円滑に進めるため、地方自治体の負担が生じないように、全額国費による財政措置を講じること。
- 3 医療従事者、特に看護師の確保については、いわゆる潜在看護師の活用の仕組み構築のほか、積極的な呼びかけなど、国において必要な措置を講じること。
- 4 先行接種した医療従事者等の健康状態などの公表に際しては、性別、年代などの基本情報や詳細データを併せて開示するとともに、国内の接種が本格化した後においても、副反応の発生状況など様々な情報について遅滞なく開示し、十分な説明を行うこと。
- 5 ワクチンの接種は、個人個人の判断に基づくものであることについて周知するとともに、接種を受けないことにより社会的不利益を被ることのないよう、対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 12 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（規制改革） 様

仙台市議会議長 鈴木 勇 治